

松山市入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、本市の入札及び契約手続等における公正性、客観性及び透明性の向上を確保するため、松山市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市が発注した建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「市発注工事」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 市発注工事のうち、委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格設定の理由、指名競争入札に係る指名選定理由及び随意契約理由等について審議し、必要と認めるときは市長に、意見の具申を行うこと。
- (3) 市発注工事の入札及び契約手続並びに松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱（平成17年要綱第46号）に基づく入札参加資格停止、警告又は注意の喚起に関し、市長に対して苦情の申立てを行った者であって、市長が行った回答に対して不服があるものが市長に対して行う再度の苦情の申立て（以下「再苦情」という。）について市長の諮問に応じて審議すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、入札及び契約手続に関し市長が必要と認める事項について審議すること。
- (5) その他入札及び契約の適正を確保するために必要な事項を調査し、意見の具申を行うこと。

(委員会の組織)

第3条 委員は、入札及び契約手続等について学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。ただし、連続して2回を超えて再任されることはできない。

5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員長は、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、原則として7月及び11月に開催する。

4 第2条第3号の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)及び同条第4号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。

5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

6 委員会の議事について可否を決する必要があるときは、出席した委員(委員長を除く。)の過半数で可決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

7 会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、公開することができる。

8 緊急かつやむを得ない事情により、定例会議及び再苦情処理会議を開くことができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

9 前項の措置を講じた場合には、その結果を次の定例会議において報告しなければならない。

10 会議の議事概要は、その都度公表する。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号に規定する市発注工事の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

2 前項の委任を受けた委員は、定例会議において、抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申の公表)

第7条 委員会は、第2条第2号及び第5号の規定により、意見の具申を行ったときは、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理会議)

第8条 委員会は、再苦情処理会議を開催した場合には、その審議の結果を市長に報告するとともに、公表するものとする。

2 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から60日以内に市長に行わなければならない。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項を審査する会議に加わる
ことができない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。